

## 令和３年度使用教科用図書採択基準等について

令和３年度に使用する教科用図書の採択が適正かつ公正に実施されるよう、県教育委員会として教科書の採択に係る基本方針（平成２９年６月８日策定）に基づき、採択基準等を定め、市町村教育委員会及び採択地区協議会等の行う採択に関し、適切な指導、助言等に取り組んでいくこととする。

### １ 令和２年度中に採択する教科用図書の種類

- （１）中学校「各教科」及び「特別の教科 道徳」の教科書
- （２）学校教育法附則第９条の規定による教科用図書（一般図書）

### ２ 宮城県教科用図書選定審議会への諮問・答申

- （１）諮問 令和２年４月２４日  
教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項
- （２）答申 令和２年６月１日

### ３ 採択基準等

- （１）採択基準
  - ①中学校「各教科」及び「特別の教科 道徳」の採択基準
  - ②学校教育法附則第９条の規定による教科用図書（一般図書）の採択基準
- （２）選定資料等
  - ①中学校「各教科」及び「特別の教科 道徳」の選定資料（別冊１）並びに中学校「社会科」の補助資料（別冊２）
  - ②学校教育法附則第９条の規定による教科用図書（一般図書）の選定資料（別冊３）

※令和２年６月３日付けで、上記採択基準等を市町村教育委員会、採択地区協議会、県立特別支援学校等に通知した。

### ４ スケジュール

- （１）教科書展示会 令和２年６月１２日から
- （２）調査研究及び採択 令和２年８月３１日まで
- （３）使用 令和３年４月から

## 教科書の採択に係る基本方針

平成29年6月8日

宮城県教育委員会

教科書は、教育課程の構成に応じて組織配列された教科の主たる教材として全ての児童生徒が用いるものであり、教育上極めて重要な意義をもつことを踏まえ、下記の方針により、別に定める採択基準等に基づいて教科書の採択にあたるものとする。

### 記

- 1 教育基本法や学校教育法に示された教育の目標を踏まえるとともに、学習指導要領が掲げる「生きる力」をはぐくむという理念に沿った教科書を採択すること。
- 2 第2期宮城県教育振興基本計画で示された「目指す姿」等を踏まえるとともに、各採択地区の自然や文化等の諸条件及び学校の特色や実態を考慮して、児童生徒に適した教科書を採択すること。
- 3 採択の手続き等は、法令等の趣旨や内容に基づいて適切に進めるとともに、教科書の十分な調査研究の結果を踏まえて、適正かつ公正に行うこと。
- 4 教科書の選定の過程においては、保護者等の意見が反映されるように配慮し、開かれた採択の推進に努めること。
- 5 各採択権者は、静ひつな採択環境の確保に努めるとともに、採択結果及び採択理由等を積極的に周知・公表するなど、透明性の一層の向上を図ること。

## 令和3年度使用

### 教科用図書採択基準【中学校 各教科】

#### 1 内容に関すること

- (1) 学習指導要領に示されている教科の目標達成のために内容が工夫されているか。
- (2) 県教育委員会の「学校教育の方針と重点」に沿っているか。
- (3) 生徒の心身の発達段階を考慮し、学習意欲を高めるように工夫されているか。
- (4) 内容がよく精選され、学習の充実と発展を図ることができるように工夫されているか。
- (5) 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

#### 2 組織と配列に関すること

- (1) 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるように配慮されているか。
- (2) 教科の目標を踏まえて、各章、各節のねらいが明確で内容のまとまりがあるか。
- (3) 基礎的・基本的な内容の確実な定着と発展的な学習を進められるように配慮されているか。
- (4) 内容の分量や区分が、各学校の年間指導計画に広く適合できるか。
- (5) 教材の配列が、生徒の生活や各地域の実態に広く適合できるか。

#### 3 学習と指導に関すること

- (1) 基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決する思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的な学習態度の形成を進められるように配慮されているか。
- (2) 生徒の経験や興味・関心を大切にし、主体的・対話的で深い学びを实践するために工夫されているか。
- (3) 生徒の多様な個性や能力に広く対応できるか。
- (4) 他教科や総合的な学習の時間等との関連に配慮されているか。
- (5) 学習の手引き、挿絵、図表及び写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）は適切に配置されているか。

#### 4 表現と体裁等に関すること

- (1) 表記、表現が学年に応じて適切であるか。
- (2) 生徒が親しみや魅力を感じるように配慮されているか。
- (3) 活字の大きさや字体は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。
- (4) 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- (5) 製本は体裁がよく堅ろうであり、環境への配慮があるか。

## 令和3年度使用

### 教科用図書採択基準【中学校 特別の教科 道徳】

#### 1 内容に関すること

- (1) 学習指導要領に示されている「特別の教科 道徳」の目標達成のために内容が工夫されているか。
- (2) 県教育委員会の「学校教育の方針と重点」に沿っているか。
- (3) 生徒の心身の発達段階を考慮し、学習意欲を高めるように工夫されているか。
- (4) 内容がよく精選され、学習の充実と発展を図ることができるように工夫されているか。
- (5) 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

#### 2 組織と配列に関すること

- (1) 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるように配慮されているか。
- (2) 「特別の教科 道徳」の目標を踏まえて、ねらいが明確で内容のまとまりがあるか。
- (3) 内容項目を関連的・発展的に捉え、重点的な取扱いの工夫ができるように配慮されているか。
- (4) 内容項目の数や分量が、各学校の年間指導計画に広く適合できるか。
- (5) 教材の配列が、生徒の生活や各地域の実態に広く適合できるか。

#### 3 学習と指導に関すること

- (1) 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に捉え、自己の生き方について考えを深める学習が進められるように配慮されているか。
- (2) 生徒の経験や興味を大切にし、学習の動機付けや主体的・対話的で深い学びができるように配慮されているか。
- (3) 生徒の多様な個性や能力に広く対応できるか。
- (4) 他教科や総合的な学習の時間等との関連に配慮されているか。
- (5) 学習の手引き、挿絵、図表及び写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）は適切に配置されているか。

#### 4 表現と体裁等に関すること

- (1) 表記、表現が学年に応じて適切であるか。
- (2) 生徒が親しみや魅力を感じるように配慮されているか。
- (3) 活字の大きさや字体は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。
- (4) 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- (5) 製本は体裁がよく堅ろうであり、環境への配慮があるか。

## 令和3年度使用

### 学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（一般図書）採択基準 【特別支援学校及び特別支援学級】

#### 1 内容に関すること

- (1) 学習指導要領に示されている教科等の目標を的確に反映しているか。
- (2) 県教育委員会の「学校教育の方針と重点」の趣旨の実現に対応しているか。
- (3) 社会適応能力の向上を図り、自立や社会参加を促す配慮がされているか。
- (4) 様々な体験活動を促し、自己を生かす生き方や進路を考えられるものか。
- (5) 内容や資料に偏りがなく、出所、出典が明示されているか。

#### 2 組織と配列に関すること

- (1) 内容が組織的、系統的に配列され、学習の効果があがるように配慮されているか。
- (2) 内容の分量や区分が適切であるか。
- (3) 季節や行事等との関連が考慮されているか。
- (4) 児童生徒の生活や地域の実態に広く対応できるか。

#### 3 学習と指導に関すること

- (1) 児童生徒の障害の状態や発達の段階、特性等に応じているか。
- (2) 基礎的能力を養ったり、発展的な学習に取り組んだりできるように配慮されているか。
- (3) 児童生徒の興味や関心を喚起し、主体的・対話的で深い学びを促すように配慮されているか。
- (4) 他の教育活動との関連に配慮されているか。
- (5) 内容がより理解できるような挿絵、図表、写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載のある場合）が適切に配置されているか。

#### 4 表現と体裁等に関すること

- (1) 表記、表現が適切であるか。
- (2) 児童生徒が親しみや魅力を感じ、多様な感覚を活用するように配慮されているか。
- (3) 活字の大きさや字形は適切で、色彩、印刷は鮮明で見やすいか。
- (4) 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切であるか。
- (5) 製本は体裁がよく堅ろうであり、安全や環境への配慮があるか。